

出席停止について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。出席停止の対象となる感染症にかかったら学校に連絡してください。

治癒・登校が可能となりましたら、保護者が作成する「罹患報告書」に必要事項を記入し、再登校時に提出してください。再登校にあたっては、出席停止期間の基準を適切に守っていただきますようお願いいたします。

種類と出席停止期間の基準は次の通りです。

種	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。(発症は0日と数える。)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)して後1日を経過するまで。 無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。(発症日は0日と数える。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第3種	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。(第3種と同じ扱い。)
	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	結核及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

○出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登校するようにご注意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

ご不明点がある場合は、倉敷翠松高校(086-422-3565) 養護教諭へご連絡ください。